

業務継続計画(BCP)について



八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

1

業務継続計画(BCP)とは？

BCP(Business Continuity Plan)

災害・感染症等の不測の事態が発生しても、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない。
また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画。

身体、生命の
安全確保



重要なサービ
スの継続また
は早期復旧

2

なぜBCPが求められるのか



現状 自然災害は数・被害ともに増加し、さらに近年では感染症が猛威を振るっています。

	過去の災害
2011	東日本大震災、台風12号、福島県浜通り地震、米村大震災
2013	猛暑、台風26号
2014	豪雪、豪雨による土砂災害、御嶽山噴火
2016	熊本地震、大分県中部地震 等
2017	九州北部豪雨
2018	7月豪雨、大阪北部地震、北海道胆振東部地震
2019	九州北部豪雨、台風15号・19号
2020	7月豪雨、新型コロナウイルス感染症発生
2021	8月集中豪雨

事例

・東日本大震災では、ある地域で95%の介護事業者が一時中断に追い込まれる事態となりました。

・その他の災害でもではライフラインの途絶や移動用燃料の不足、利用者や職員の避難等により、平常時のようなサービス提供が困難となり、それが長期的にわたった事例が多く報告されています。

介護サービスは、利用者の生活を支える上で必要不可欠なものです。そのため、災害の発生や感染症の流行によって介護サービスが停止すると、利用者の生活に大きな支障が生じます。

BCPを作成し、事前に入念に備えておくことが、利用者・職員を守ることにつながります。³

義務化されます！

(現在経過措置期間・令和6年4月1日から義務化)

(業務継続計画の策定等)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(経過措置)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間、新条例第21条(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し

※「八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」

義務化されます！ (現在経過措置期間・令和6年4月1日から義務化)

- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し



5

①業務継続計画(BCP)の策定

自然災害	感染症
①基本方針 ハザードマップの確認 安全確保体制 優先する業務の選定 ②平常時の対応 建物・設備の安全対策 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策 衛生面(トイレ等)の対策 必要品の備蓄 等 ③緊急時の対応 BCP発動基準・対応体制 利用者・職員の安否確認方法 重要業務の継続 等 ④他施設・地域との連携	①平時からの備え 体制構築・整備(各業務の担当者決めや連絡フローの整理等) 感染防止に向けた取組の実施 備蓄遺品の確保 等 ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立 保健所との連携 濃厚接触者への対応 関係者との情報共有 等
※その他各サービス毎の固有事項	

6

(参考)BCPガイドライン



厚生労働省でBCPガイドラインが示されています。

ガイドラインの中には、BCP策定にあたっての全サービスの共通事項やサービス毎の固有事項等がまとめられています。

ガイドラインを参考に、策定を行っていただければと思います。

[厚生労働省 BCPガイドライン](#)

7

(参考)厚生労働省HP

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[模式ツール集](#)

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#) <R3年度NEW！>

<自然災害編>

・[自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[自然災害ひな形](#)

【例示入り】

・[自然災害ひな形（共通）](#) ・[自然災害ひな形（サービス固有）](#) <R3年度NEW！>

動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1：BCPとは	2：共通事項 3：入所系 4：通所系 5：訪問系	6：共通事項（概要編） 7：共通事項 8：通所サービス固有事項 9：訪問サービス固有事項 10：居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

10：居宅介護支援サービス固有事項



介護施設・事業所における
自然災害発生時の
業務継続計画（BCP）作成のポイント
－ 居宅介護支援サービス固有事項 －

見る YouTube

2021年2月

[資料ダウンロード](#)

8

義務化されます！

(現在経過措置期間・令和6年4月1日から義務化)

- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施**
- ③定期的な業務継続計画の見直し



9

②定期的な研修・訓練の実施

研修

- ・研修とは、BCPの具体的内容を職員間で共有するとともに、平時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。
- ・定期的(年1回以上※2)な教育を開催すること(新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。)
- ・研修の実施内容の記録をすること。



訓練 (シミュレーション)

- ・BCPに基づき、事業所内の役割分担確認や感染症、災害発生時に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上※2)実施すること。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。



※1 施設系サービス(特定、GH、特養、老健、医療院、療養型)は年2回以上 10

義務化されます！ (現在経過措置期間・令和6年4月1日から義務化)

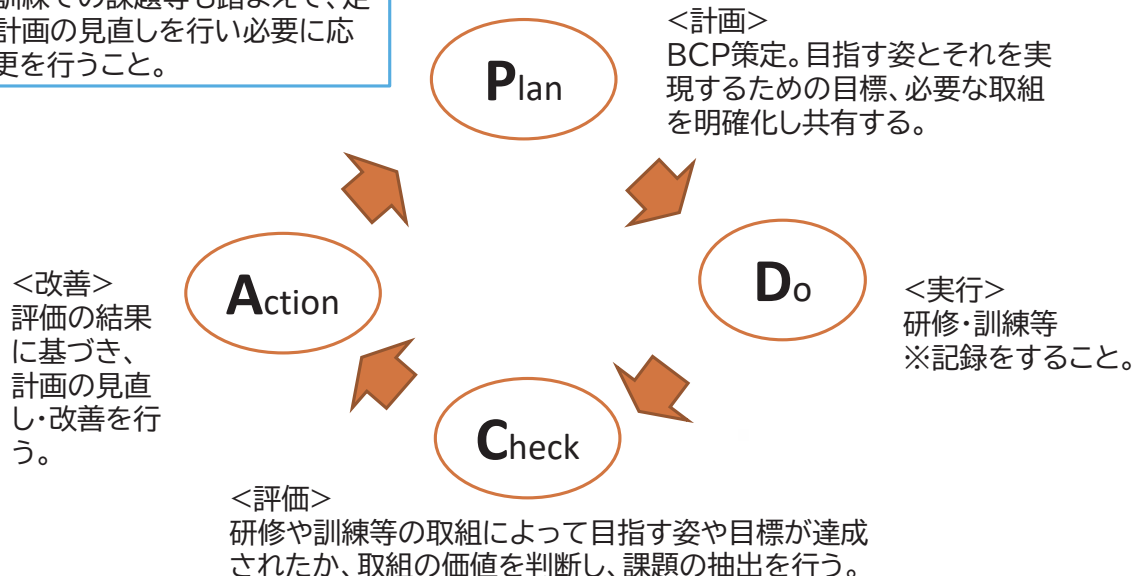
- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し



11

③業務継続計画の定期的な見直し

研修や訓練での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い必要に応じて変更を行うこと。



12

まとめ

BCPとは

災害・感染症等の不測の事態が発生しても、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない。また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画。
安全確保＋重要サービス継続・早期復旧

義務化

- ①業務継続計画(BCP)の策定
- ②定期的な研修及び訓練の実施
- ③定期的な業務継続計画の見直し

BCP

目的

1 利用者や職員の安全確保

→ 個別避難計画の作成が利用者の安全確保につながります。

2 感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されること。

避難行動要支援者の個別避難計画 の概要について



令和4年(2022年)6月
八王子市
福祉政策課

1. はじめに

近年、全国で自然災害が多発しています。

中でも、風水害による各地の被害は甚大で、特に避難しなかった、または避難が遅れたことによる、**高齢者等の被災**が多数発生しています。



1. はじめに

風水害による高齢者等の被災状況

◆平成30年7月豪雨災害

199人の死亡者のうち、**60歳以上**が131人(**約66%**)。
倉敷では**70歳以上**が**約80%**。

◆令和元年東日本台風

84人の死亡者のうち、**65歳以上**が55人(**約65%**)。

◆令和2年7月豪雨災害

80人の死亡者のうち、**65歳以上**が63人(**約79%**)。
熊本では**65歳以上**が**約85%**。

2

1. はじめに

こうした状況から、国は災害時に自力避難ができない**避難行動要支援者**の避難の実効性の確保等に向けた検討が進められ、令和3年5月に**災害対策基本法が改正**されました。

主な改正内容は、次のとおりです。



3

1. はじめに

1 個別避難計画作成の努力義務化

避難行動要支援者ごとの災害時の避難方法等をあらかじめ定める**個別避難計画**の作成が、任意から**市町村の努力義務**となる。

2 警戒レベル3で避難開始

危険な場所にいる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3「高齢者等避難」**で避難を開始する。



4

1. はじめに

【避難行動要支援者とは？】

災害時に**自ら避難することが困難**であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの**支援を要する方々**のことです。

具体的な避難行動要支援者の要件は、**各自治体で決めること**になっています。

なお、避難行動要支援者の情報は個人情報であり、災害時を除いて、**本人同意**がなければ避難支援等関係者（避難支援に協力する方々）とその情報を共有できません。



5

2. 本市の現状と課題

1. 避難行動要支援者名簿の作成（H24～）

- ◆ 避難行動要支援者の要件を次のとおりとし、名簿を作成しています。
- ◆ 名簿は災害時の安否確認を目的に、避難所等に配備しています。

	要 件	対象者数
①	介護保険要介護1以上の認定を受けており、施設に入所していない者	約37,000人
②	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者手帳の各取得者	
③	その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める者	

【課題】

- ◆ 人口に対して対象者が多く(※)、災害時に本当に避難支援が必要な方に、支援が行き届かない可能性があります。
- ◆ 大半の要支援者から同意を取っていないため、避難支援等関係者(警察・消防含む)と、平常時から名簿の共有ができません。

(※)世田谷区(人口92万人):8,456人、練馬区(人口74万人):31,693人、大田区(人口73万人):19,202人、杉並区(人口57万人):29,969人

6

2. 本市の現状と課題

2. 地域支援組織の設立促進（H23～）

- ◆ 町会・自治会を基盤として、避難行動要支援者の避難支援の受け皿となる地域支援組織の設立を促進しています。
- ◆ 地域支援組織は、市より提供(※)される、地域に住む要支援者の同意者名簿を利用して、個別計画(個別避難計画)の作成を行っています。

(※)市との個人情報の取扱いを定める覚書の締結が必要。



【課題】

町会・自治会の役員交代により継続性が保てないこと、個人情報の取扱いに不安があること、高齢化により避難支援が困難であること等の理由から設立が進まず、令和3年8月時点で次のとおりの実績に留まっています。

[地域支援組織設立数] 19団体（うち、市と覚書締結団体は13団体）
[個別計画作成件数] 167件

7

3. 本市の新たな方針

避難行動要支援者支援の基本的な考え方

A 本当に避難支援が必要な者の抽出

形式要件(要介護度・手帳所持等)は**重症度**を加味します。

また、ひとりぐらし高齢者、老老世帯等の実態を調査し、**避難支援が本当に必要な方**を避難行動要支援者とします。

B 「安否確認」ができる仕組みづくりを目指す

避難支援を「安否確認」と「避難誘導」に分けて考え、少なくとも災害時に避難行動要支援者の**「安否確認」ができる仕組み**の完成を目指す。

C ハザードエリアに住む方への対応を優先

頻発する風水害に備え、**ハザードエリア(浸水想定地域、土砂災害警戒区域 等)**に住む**避難行動要支援者**の、避難支援の仕組みづくりを**優先**する。



4. 避難行動要支援者の新要件

【方向性】

- ◆要介護認定者及び障害者手帳取得者は、**在宅かつ重度**な方とします。
- ◆新たに、75歳以上の**ひとりぐらし高齢者**、75歳以上のみの世帯(**老老世帯**)で、自力避難が困難かつ同意をする方を含めます。
- ◆新要件は**令和4年4月**より適用します。



4. 避難行動要支援者の新要件

【方向性】

要 件	対象者数
① 要介護3以上の認定を受けており、施設入所していない者 次のいずれかに該当する障害者手帳所持者で、施設入所していない者 ※ 障害者手帳の内容によって判断する。 ② ◆自力避難が困難な者 ◆避難情報の入手が困難な者 ◆避難の判断が困難な者	約20,000人 を想定
③ 75歳以上のひとりぐらし高齢者で、自力避難が困難かつ同意をする者	
④ 75歳以上のみの世帯で、自力避難が困難かつ同意をする者	
⑤ その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める者	

要件の変更

要件の追加

10

4. 避難行動要支援者の新要件

【名簿の作成】

- ◆本要件で**避難行動要支援者名簿**を作成し、適宜更新を行います。また、名簿は災害時の安否確認等を目的に、**福祉部・市民部事務所に配備**します。
- ◆また、本要件に該当する方の中で、平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供することに**同意する方**で**同意者名簿**を作成し、**避難支援等関係者と共有**を行います。



5. 市内のハザードエリアの状況

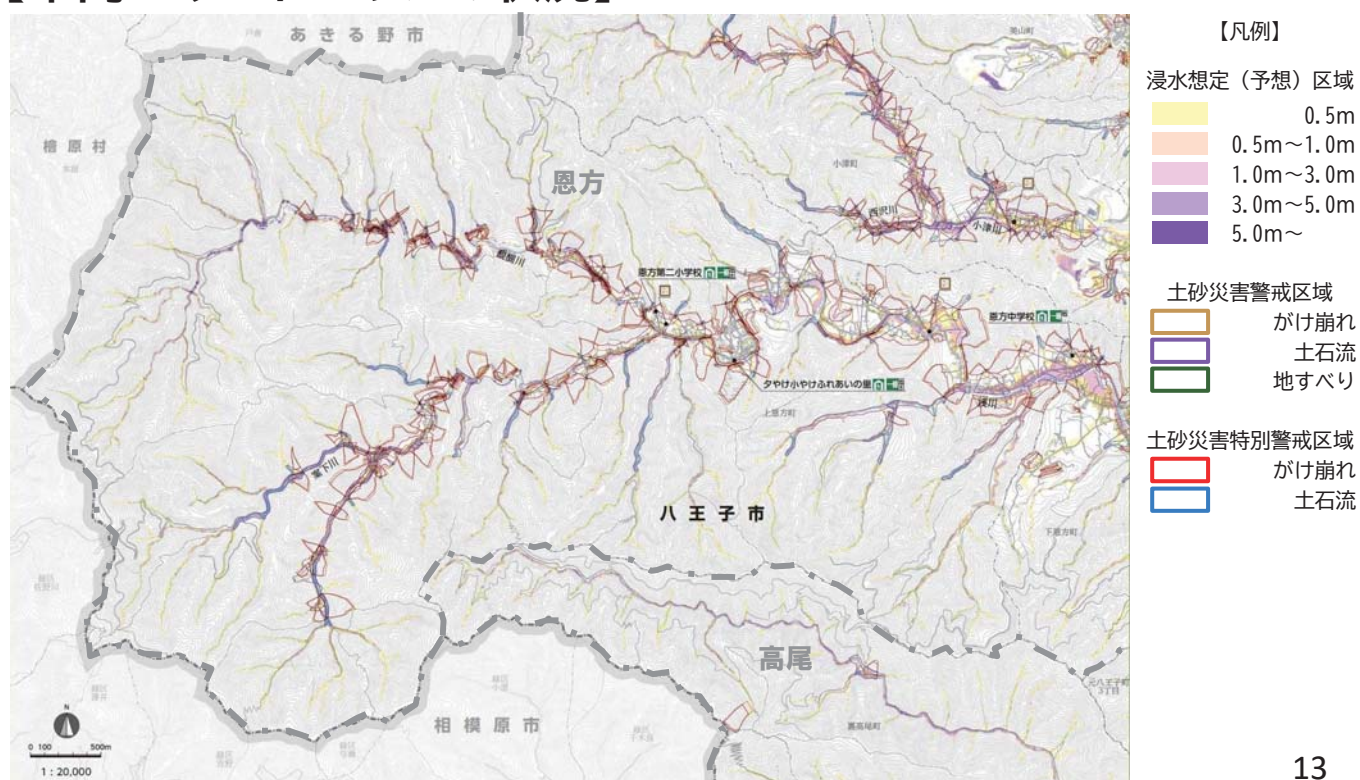
【市内ハザードエリアの状況】

		戸数	備考
市内全戸数		約126千戸	市内全体の家屋の戸数
浸水深	1 (～0.5m)	32,403戸	多くの町に該当地域が存在 ※必ずしも河川の近くではない。
	2 (0.5m～1.0m)	9,429戸	
	3 (1.0m～3.0m)	4,948戸	
	4 (3.0m～5.0m)	370戸	石川、上恩方、高月、長沼、絹ヶ丘等
	5 (5.0m～)	23戸	小宮、東浅川、鑓水等
土砂災害特別警戒区域(レッド)	土石流	28戸	小津、上恩方、上川、下恩方、高月等
	がけ崩れ	1,264戸	打越、大塚、片倉、館町、横川、北野台等
土砂災害警戒区域(イエロー)	土石流	2,367戸	市内各所に存在
	がけ崩れ	3,737戸	

12

5. 市内のハザードエリアの状況

【市内ハザードエリアの状況】



13

5. 市内のハザードエリアの状況

【市内ハザードエリアの状況】



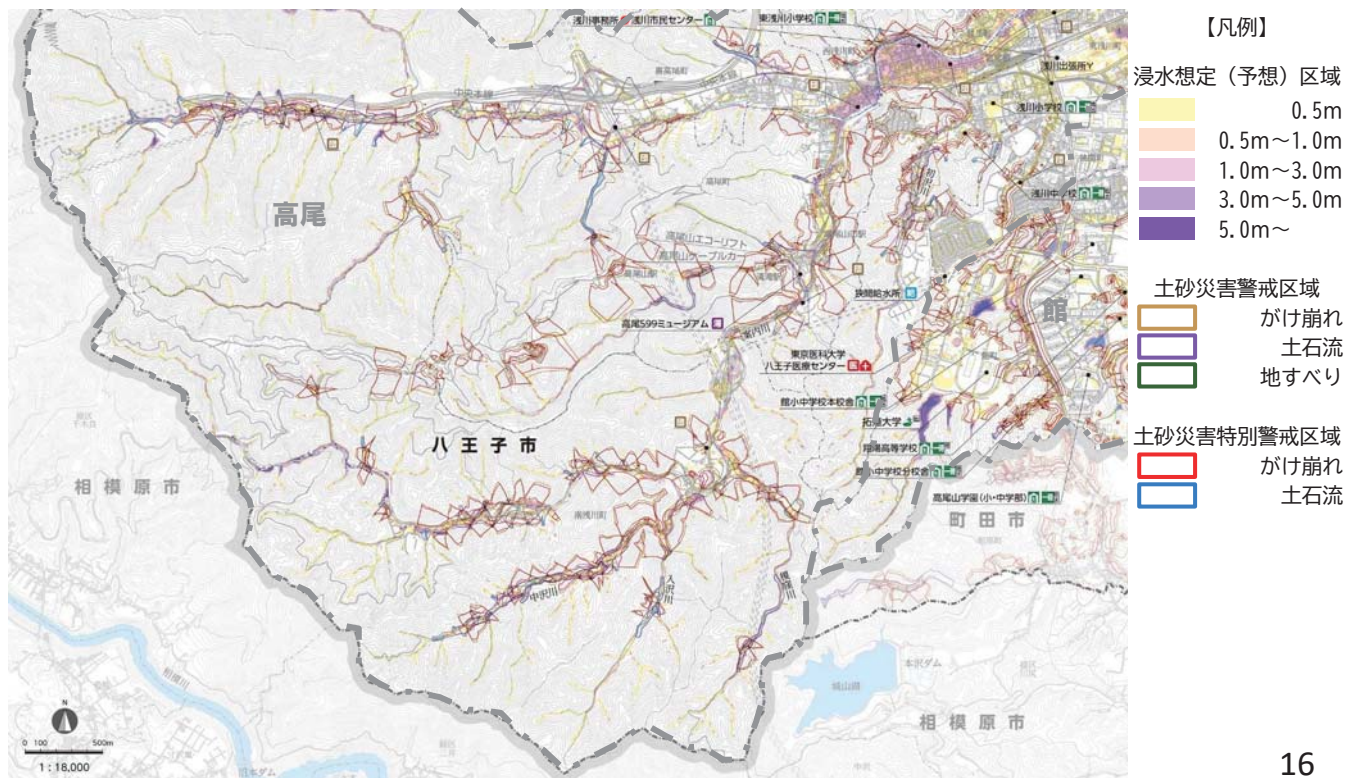
5. 市内のハザードエリアの状況

【市内ハザードエリアの状況】



5. 市内のハザードエリアの状況

【市内ハザードエリアの状況】



5. 市内のハザードエリアの状況

【市内ハザードエリアの状況】



5. 市内のハザードエリアの状況

【市内ハザードエリアの状況】



20

5. 市内のハザードエリアの状況

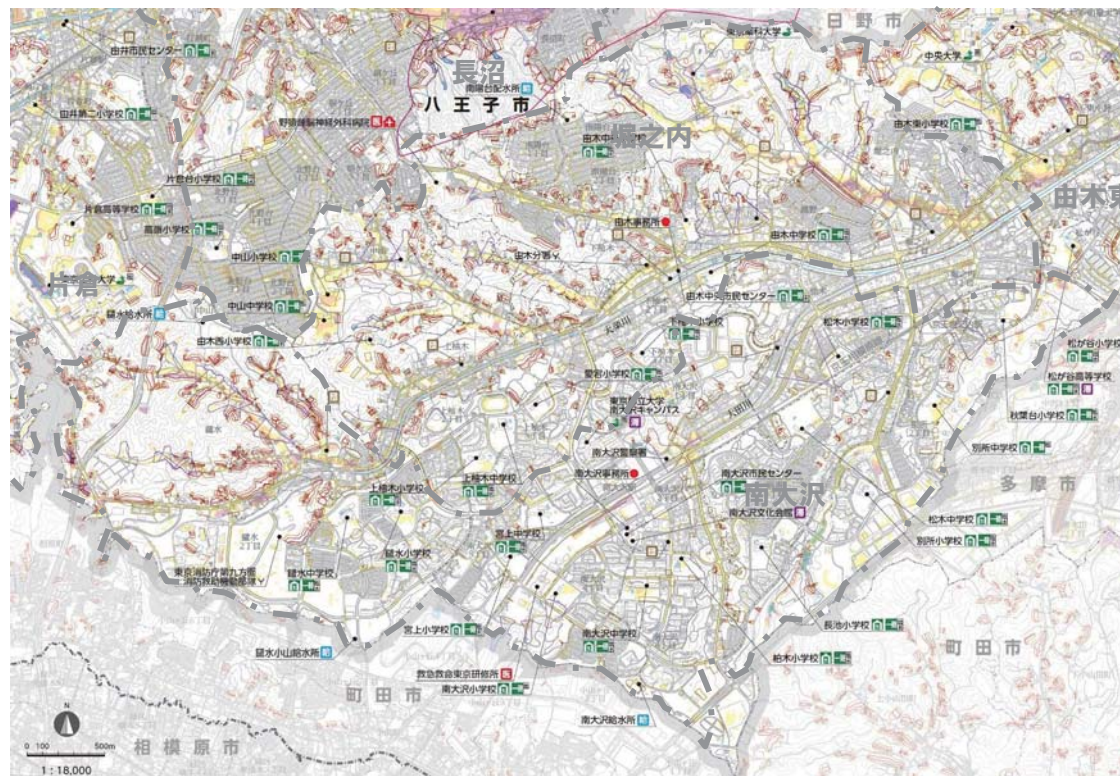
【市内ハザードエリアの状況】



21

5. 市内のハザードエリアの状況

【市内ハザードエリアの状況】



22

5. 市内のハザードエリアの状況

【市内ハザードエリアの状況】



23

6. 個別避難計画の作成

【個別避難計画とは？】

- ◆災害時の避難行動要支援者の安否確認方法、避難先の福祉避難所情報(※)、避難誘導方法、携帯品などを、**本人と避難支援等関係者が一緒になって検討し、取るべき避難行動**としてまとめたものです。
- ◆今まで本市では、個別計画(個別避難計画)の作成を地域支援組織に委ねていましたが、令和4年度より**市が主体となり**個別避難計画の作成を進めていく予定です。

(※)現在、必要な要配慮者が災害時に直接福祉避難所に避難できる仕組みの検討を進めています。



24

6. 個別避難計画の作成

【対象者は？】

- ◆避難行動要支援者のうち**ハザードエリアに住み**かつ個別避難計画を作成することに同意をする方を**原則**とします。



25

6. 個別避難計画の作成

【対象者は？】

- ◆そもそも、「避難」とは「難」を「避」けることであり、**安全な場所にいる方は「避難所」に行く必要はありません。**
- ◆従って本市の個別避難計画の考え方は、「**安全な場所にはいない方＝ハザードエリアに住む方**」に避難支援が必要となる可能性が高いと判断し、まずはそれらの避難支援の仕組みづくりを進めていきます。



6. 個別避難計画の作成

【作成者は？】

- ◆原則として、避難行動要支援者の**安否確認が可能な方**に作成していただきます。

(例) 要支援者① ⇒ **ケアマネ**

要支援者③④ ⇒ 民生委員・児童委員



6. 個別避難計画の作成

【作成者は？】

- ◆個別避難計画は、**市が必要と判断している**個別避難計画対象者（つまり、避難行動要支援者のうちハザードエリアに住む方）については、**市が作成者を指定**して、依頼する予定です。
- ◆一方で、それ以外の方で地域等が必要と判断している方については、**地域等の裁量**により、地域主導で作成をしていただきます。



28

6. 個別避難計画の作成

【個別避難計画に記載すべきこと】

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする理由
- 7 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先**
- 8 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項**

(※) 「避難支援等」とは、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。（法第49条の10）

29

6. 個別避難計画の作成

【個別避難計画】

八王子市 個別避難計画書 (案) (表面)

作成日 年 月 日

要件 ①	要介護3以上の認定を受けており、施設入所していない者		
フリガナ		障害区分	介護認定
本人氏名			
生年月日		年齢	性別
住所			
電話番号	メールアドレス		
世帯区分	同居家族等		
緊急連絡先 (家族等) ①	フリガナ	関係性	
	氏名		
	住所		
	電話番号	メールアドレス	
	備考		
避難先	避難場所	区分	
	住所		
	電話番号		
	備考		
避難支援等関係者情報 (安否確認)	フリガナ	関係性	
	名前		
	住所		
	電話番号	メールアドレス	
	備考		
避難支援等関係者情報 (避難誘導) ①	フリガナ	関係性	
	名前		
	住所		
	電話番号	メールアドレス	
	備考		
避難支援等関係者情報 (避難誘導) ②	フリガナ	関係性	
	名前		
	住所		
	電話番号	メールアドレス	
	備考		

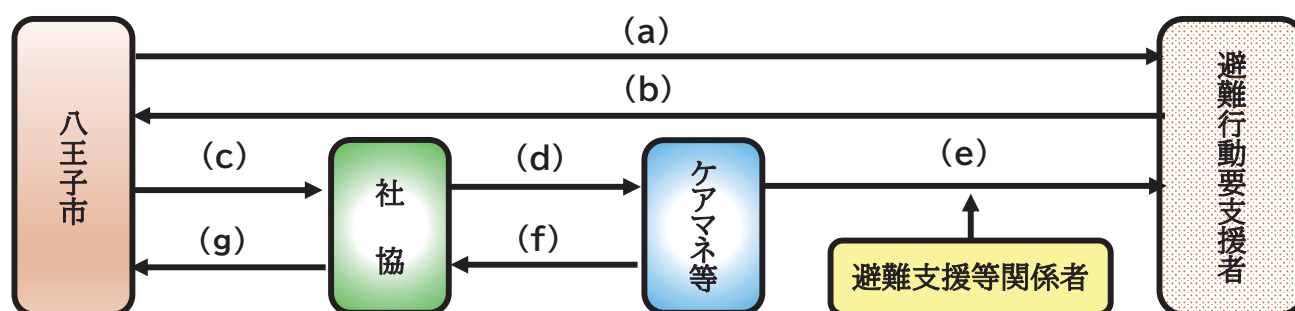
八王子市 個別避難計画書 (案) (裏面)

かかりつけ医	医療機関	担当医	電話番号	医療機関	担当医	電話番号
	(科)			(科)		
携行する医薬品						
避難時配慮事項	当てはまるものすべてに☑を入れる ☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている ☐ 医療機器の装着などを行っている ☐ 人工呼吸器 ☐ 在宅酸素 ☐ 経管栄養、点滴 ☐ その他 () ☐ 立つことや歩行ができない (移動手段) () ☐ 音が聞こえない (聞き取りにくい) ☐ 物が見えない (見えにくい) ☐ 言葉や文字の理解が難しい ☐ 危険なことが判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ その他 ()					
関係機関	地域包括	電話	担当			
	その他 ①	電話	担当			
	その他 ②	電話	担当			
計画作成者	フリガナ	役職	民生委員番号			
	名前					
	事業所					
	事業所住所	電話				
	備考					

30

6. 個別避難計画の作成

【個別避難計画の作成のフロー(要件①・②)】

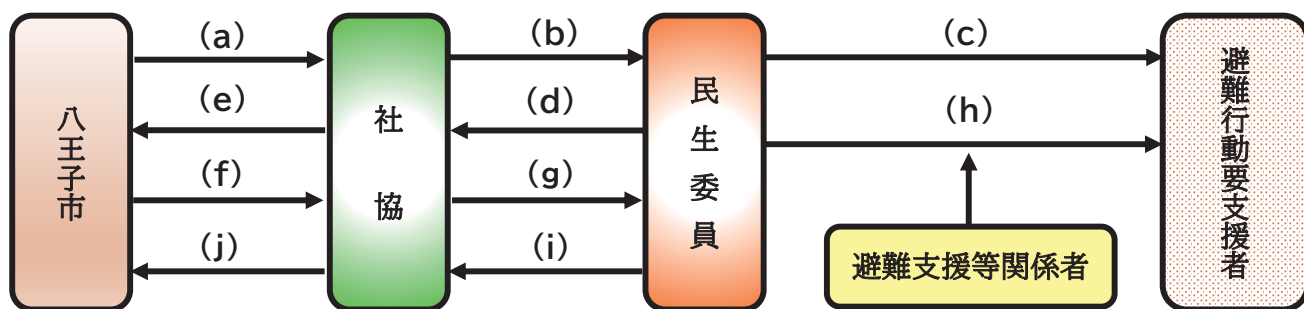


- (a) 八王子市より、要支援者①・②の中で、ハザードエリアに住む者に、「平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供すること」及び「個別避難計画作成すること」への同意を勧奨する
- (b) (a)の勧奨内容に同意する者が同意書の返送
- (c) 八王子市より社協に個別避難計画同意者名簿を提供
- (d) 社協は同意者名簿を活用し、作成者に個別避難計画作成を依頼
- (e) 作成者が個別避難計画を作成。必要に応じて市等が避難支援関係者(町会・自治会等)と調整
- (f) 作成者は作成した個別避難計画を社協に提出。社協は作成者に報酬の支払い
- (g) 社協は個別避難計画をDB化して市に納品

31

6. 個別避難計画の作成

【個別避難計画の作成のフロー(要件③・④)】



- (a)八王子市より要支援者③・④のマスターデータを社協に提供(老人福祉法第9条を根拠とする。)
- (b)社協(市)より民生委員に「ひとりぐらし高齢者・老老世帯実態調査(仮称)」の依頼
- (c)民生委員が実態調査を通じて、要支援者③・④の中で、平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意しかつハザードエリアに住む者から、個別避難計画作成の同意取りを実施
- (d)民生委員が社協に同意者情報を反映した実態調査票を提出
- (e)社協は同意者情報を集約し、市に提出
- (f)市は同意者名簿を作成し、社協に提供
- (g)社協は同意者名簿を活用し、民生委員に個別避難計画作成を依頼
- (h)民生委員が個別避難計画を作成。必要に応じて市等が避難支援関係者(町会・自治会等)と調整
- (i)民生委員は作成した個別避難計画を社協に提出。社協は民生委員に報酬の支払い
- (j)社協は個別避難計画をDB化して市に納品

32

6. 個別避難計画の作成

【地域別対象者】

地域名	要介護3以上 該当者	ハザードエリア居住 (浸水～0.5m含む)	個別避難計画 作成対象者数
旭町	113人	64人	30人
高尾	141人	65人	33人
左入	76人	24人	8人
中野	164人	81人	34人
南大沢	212人	55人	30人
めじろ	178人	45人	8人
長沼	246人	88人	52人
川口	153人	68人	17人
元八王子	140人	78人	7人
片倉	193人	41人	6人
堀之内	139人	48人	19人

33

6. 個別避難計画の作成

【地域別対象者】

地域名	要介護3以上 該当者	ハザードエリア居住 (浸水～0.5m含む)	個別避難計画 作成対象者数
長房	142人	93人	10人
子安	125人	44人	4人
もとはち南	165人	65人	27人
館	161人	95人	65人
大横	71人	30人	9人
恩方	99人	51人	29人
由木東	83人	23人	13人
石川	156人	46人	17人
大和田	80人	37人	23人
追分	88人	73人	46人
計	2,916人	1,214人	487人

34

6. ケアマネのみなさまへ

【ご協力いただきたいこと】

ア 個別避難計画の作成

ケアマネのみなさまは、**要支援者①をよく知り**かつ災害時の**「安否確認」が期待できる存在**です。

そこで、要支援者①の個別避難計画作成にご協力願います。



6. ケアマネのみなさまへ

【ご協力いただきたいこと】

イ 避難支援の仕組みづくり

ケアマネのみなさまは、災害時に要支援者①の「安否確認」ができて、一人では「避難誘導」は困難です。

そこで、個別避難計画の作成を機に、**地域(町会・自治会・自主防災組織等)との連携**や、**ケアマネさん自身のネットワークやリソース(所属事業者のリソース)等**を活かした避難誘導の仕組みづくりにご協力いただきたいと思います。



36

6. ケアマネのみなさまへ

【ご協力いただきたいこと】

ウ 災害時の避難支援の実行(※)

災害時は個別避難計画に基づき、**当該要支援者の「安否確認」**にご協力願います。

また、万が一「避難誘導」が必要になった場合は、個別避難計画に基づき、**関係者と連携して当該要支援者の「避難誘導」**をお願い致します。

(※)個別避難計画に基づいた要支援者の避難支援は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。また、要支援者への避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的責任や義務を負うものではありません。



37

6. ケアマネのみなさまへ

- (1) 個別避難計画作成に関する、ケアマネのみなさまや介護事業所への協力依頼は、一般社団法人八王子介護支援専門員連絡協議会（八介連）様への依頼、各事業所への通知、八王子市ケア倶楽部への掲載等により、できるだけ広く行わせていただきます。
- (2) 要支援者①の個別避難計画の作成は、令和6年度に義務化となる介護事業者のBCP（事業継続計画）策定に資するものであると考えます。
- (3) 本件については、今後関係者との調整の中で、内容が変更する場合があります。あくまでも現時点での考え方としてご理解下さい。



38

引き続きよろしくお願いいたします。

あなたのみちを、
あるけるまち。

八王子

◆お問い合わせ先◆

八王子市役所 福祉部福祉政策課(担当:深澤・船田・星野)

【住所】八王子市元本郷町三丁目24番1号(市役所本庁舎)1階25番窓口

【電話】042-620-7454 【FAX】042 628 2477

【Eメール】 b440100@city.hachioji.tokyo.jp